

差別をなくす取組の中で

差別を解消しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護^{ようこ}に深く結びついていきます。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

教科書の無償配布^{むしょう}

差別により苦しい生活を強いられた被差別^{ひさべつ}部落の親たちにとって、こどもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでした。高知県のある地域の親たちの「せめて教科書だけでも無償に」という切なる願いは教科書無償化運動となり、多くの人の共感を呼びました。その結果、1963(昭和38)年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償^{そち}措置に関する法律」が成立し、1964(昭和39)年から、順次すべてのこどもに教科書が無償配布されることになりました。それが今に至り、国民全体の幸せと結びついているのです。

就職^{きかいきんとう}の機会均等

1970年代は採用時に、「社用紙」といわれる履歴書が使われていました。これには、本人とは直接関係のない、家族の学歴、親の職業、家族の収入や資産といった経済力などを記入させる欄があり、それらを合否の判断材料にしている企業がたくさんありました。その結果、全国各地で就職差別事件が頻発していたため、差別撤廃運動が起こり、1973(昭和48)年に「全国高等学校統一用紙」が初めて制定されました。1996(平成8)年度からは本籍・家族・保護者との続き柄の欄が削除され、2005(平成17)年度からは押印不要、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、「全国高等学校統一用紙」は、より本人の能力や適性を生かせるものへと変化をしてくれており、2024(令和6)年度にも改訂されています。

しかし、今もなお就職・進学の際の面接試験において世間話のような流れの中で意図的に家族構成や父母の職業等を聞く不適切な質問がされることがあるのも現実です。また、就学において女子やすでに高等学校を卒業した受験生が不利になる点数操作がおこなわれたこともあります。「本人には責任のないことではないか」「本人の努力では変えようのないことではないか」、そういった視点をもつことが求められているのではないのでしょうか。

「全国高等学校統一用紙」は、あらゆる差別の解消に向けた取組の一つであり、こどもたちの明るい未来を保障するものです。

全国高等学校統一用紙

履歴書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置
(30×40mm)

ふりがな

氏名

生年月日

性別・学級

年 月 日 生(満 歳)

ふりがな

親(父)

ふりがな

連絡先

自給校

令和 年 月

高等学校卒業見込み
高等学校卒業

平成 年 月

令和 年 月

平成 年 月

令和 年 月

平成 年 月

令和 年 月

(記号欄 其の1)

取得年月

資格等の名称

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

校内外の諸活動

志望の動機・アピールポイント

備考

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会)の編纂により令和6年度改定)

戸籍^{せいきゅう}の交付請求の制限

他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していたため、2008(平成20)年に戸籍法が改正されました。この改正により、「誰でも戸籍^{だれ}謄本^{とうほん}等の交付請求ができる」という従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合が制限されました。